## (工)自然とのふれあい

国立公園等の利用者を始め、国民誰もが自然 とふれあう活動が行えるよう、自然ふれあい施 設や体験活動イベント等の情報をインターネッ ト等を通じて提供した。

また、国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施し、利用者指導の充実を図るとともに、地方環境事務所等においてパークボランティアを養成し、その活動に対する支援を実施した。

## (オ)消費者教育の取組の促進

消費者の自立を支援するために行われる消費 生活に関する教育、すなわち消費者教育は、幼 児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に 行われるとともに、年齢、障害の有無その他の 消費者の特性に配慮した適切な方法で行わなけ ればならない。こうした消費者教育を総合的か つ一体的に推進するため、平成24年12月に 「消費者教育の推進に関する法律」(平成24年法 律第61号)が施行された。同法に基づき、25 年6月に「消費者教育の推進に関する基本的な 方針」を閣議決定し、同基本方針の「今後検討 すべき課題」等を、消費者教育推進会議に置か れた3つの小委員会(消費者市民育成小委員会、 情報利用促進小委員会、地域連携推進小委員 会)で検討した。

### エ 勤労者の学習活動の支援

有給教育訓練休暇制度の普及促進などを図る とともに、教育訓練給付制度の活用により、勤 労者個人のキャリア形成を支援し、勤労者の自 己啓発の取組を支援した。

## 4 生活環境等分野に係る基本的施策

「生活環境等分野に係る基本的施策」については、高齢社会対策大綱において、次の方針を示している。

住宅は生活の基盤となるものであり、生涯を通じて豊かで安定した住生活の確保を図っていく必要がある。このため、将来にわたり活用される良質な住宅の供給を促進し、併せて、それらが適切に評価、循環利用される環境を整備することを通じ、高齢者が保有する住宅の資産価値を高め、高齢期の経済的自立に資するとともに、その資産の次世代への適切な継承を図る。さらに、高齢者の居住の安定確保に向け、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指す。

高齢者等全ての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進するとともに、子育て世代が住みやすく、高齢者が自立して健康、安全、快適に生活できるような、医療や介護、職場、住宅が近接した集約型のまちづくりを推進するものとし、高齢者向け住宅の供給促進や、地域の公共交通システムの整備等に取り組む。

また、関係機関の効果的な連携の下に、 地域住民の協力を得て、交通事故、犯罪、 災害等から高齢者を守り、特に一人暮らし や障害を持つ高齢者が安全にかつ安心して 生活できる環境の形成を図る。

さらに、快適な都市環境の形成のために 水と緑の創出等を図るとともに、活力ある 農山漁村の再生のため、高齢化の状況や社 会的・経済的特性に配慮しつつ、生活環境 の整備等を推進する。

## (1) 豊かで安定した住生活の確保

「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3 月閣議決定)に掲げた目標(〔1〕安全・安心で 豊かな住生活を支える生活環境の構築、〔2〕住 宅の適正な管理及び再生、〔3〕多様な居住ニー ズが適切に実現される住宅市場の環境整備、 〔4〕住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の 安定の確保) を達成するため、必要な施策を着 実に推進している (表2-2-11)。

## ア 次世代へ継承可能な良質な住宅の供給促進 (ア)持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤 労者財産形成住宅貯蓄の普及促進等を図るとと もに、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化 支援事業及び勤労者財産形成持家融資を行って いる。

## 表2-2-11

「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月閣議決定)における高齢社会対策 に関する目標、成果指標及び基本的な施策

目標1 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築

② 住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の整備

#### 【指標】

[高齢者の安定した住まいの確保]

- ・高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 【0.9% (平17) →3~5% (平32)】
- [地域における福祉拠点等の構築]
  - ・生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合 【16%(平21) ightarrow 25%(平32)】

#### 【基本的な施策】

- ○医療・介護・住宅が連携し高齢者が安心できる住まいを確保するため、サービス付きの高齢者向け住宅の供給を促進する。
- ライフステージに応じた住み替えの促進を図るため、住み替え時の金銭負担の軽減等を図るリバースモーゲージの普及の促進等を行う。
- ○高齢者、障害者、子育て世帯等(以下「高齢者等」という。)の地域における福祉拠点等を構築するため、公的賃貸住宅団 地等において、民間事業者等との協働による医療・福祉サービス施設や子育て支援サービス施設等の生活支援施設の設置を 促進する。
- ○公的賃貸住宅の計画的な建替え、ニュータウン再生の支援等を通じて、高齢者をはじめとする居住者の生活の利便性の向上を図る。
- ④ 移動・利用の円滑化と美しい街並み・景観の形成

#### 【指標】

「ユニバーサルデザイン化の推進]

- ・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 【16%(平20)→28%(平32)】 【基本的な施策】
  - ○住宅及び住宅市街地のユニバーサルデザイン化を促進する。
  - ○高齢者等の利便性の向上の観点を踏まえつつ、都心居住や街なか居住、中心市街地の活性化等を促進する。

### 目標4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

#### 【指標】

【相信】 [高齢者等への配慮]

- ・高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率
  - 一定のバリアフリー化(注1)

【37% (平20) →75% (平32)】

うち、高度のバリアフリー化(注2) 【9.5%(平20)→25%(平32)】

- (注1) 一定のバリアフリー化:2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当
- (注2) 高度のバリアフリー化:2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当 【基本的な施策】
  - ○高齢者等が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化や見守り支援等の ハード・ソフト両面の取組を促進する。また、民間事業者等との協働により、公的賃貸住宅団地等の改修・建替えに併せた 福祉施設等の設置を促進する。

資料:国土交通省

※「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月閣議決定)における「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標」は、上記のほか「2 住宅の適正な管理及び再生」、「3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備」がある。 また、住宅ローン控除等の税制上の措置により、引き続き良質な住宅の取得を促進した。

## (イ) 高齢者の持家ニーズへの対応

住宅金融支援機構において、親族居住用住宅 を証券化支援事業の対象とするとともに、親子 が債務を継承して返済する親子リレー返済(承 継償還制度)を実施している。

# (ウ) 将来にわたり活用される良質なストックの形成

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」(平成20年法律第87号)に基づき、住宅を長期にわたり良好な状態で使用するため、その構造や設備について、一定以上の耐久性、維持管理容易性等の性能を備え、適切な維持保全が確保される「認定長期優良住宅」の普及促進を図った。

## イ 循環型の住宅市場の実現

## (ア) 既存住宅流通・リフォーム市場の環境 整備

売買時点の中古住宅の状態を把握するための 現況検査に対する消費者等の信頼の確保と円滑 な普及を図るため、検査方法やサービス提供に 際しての留意事項等について指針を示す「既存 住宅インスペクション・ガイドライン」を平成 25年6月に取りまとめた。

一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会が運営するリフォーム事業者検索サイトの提供情報について、リフォームに活用可能な瑕疵担保責任保険の直近年度の利用実績を追加するなど、リフォーム事業者に関する消費者向け情報提供の充実を行った。

中古住宅売買に活用可能な瑕疵担保責任保険 について、従来5年間であった保険期間を個人 間の売買の場合は1年間、事業者が販売する場 合には2年間とした商品等を追加した。

さらに、消費者が安心してリフォーム工事を 依頼することができる市場環境を整備するため、「事業者団体を通じた適正な住宅リフォーム事業の推進に関する検討会」において、消費 者保護及び適正なリフォーム工事の推進という 観点から、事業者の団体及びその会員が取り組 むべき事項について検討を行っている。

住宅・建築物省エネ改修等推進事業により、 省エネ改修と併せて行うバリアフリー改修・耐 震改修について支援を行い、住宅の省エネ化と 併せて、住宅のバリアフリー化・耐震化を促進 した。

## (イ) 高齢者に適した住宅への住み替え支援

高齢者等の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者に適した住宅への住み替えを促進した。

また、同制度を活用して住み替え先住宅を取得する費用について、住宅金融支援機構の証券化支援事業における民間住宅ローンの買取要件の緩和を行っている。

さらに、高齢者が住み替える先のサービス付き高齢者向け住宅に係る入居一時金について、 住宅融資保険制度を活用し、民間金融機関のリ バースモーゲージの推進を支援している。

### ウ 高齢者の居住の安定確保

### (ア) 良質な高齢者向け住まいの供給

平成23年10月の「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により創設された「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助、税制の特例措置、住宅金融支援機構の融資による支援を行った。

さらに、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットを構築するため、地方公共団体との連携を図りつつ、増加傾向にある民間賃貸住宅の空家をリフォームし、子育て世帯・障害者世帯等の住宅確保要配慮者向けに適切な契約・管理の下で賃貸する事業について支援を行った。

また、有料老人ホームやサービス付き高齢者 向け住宅について、利用者を保護する観点か ら、前払金の返還方法や権利金の受領禁止の規 定の適切な運用を引き続き支援している。

## (イ) 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の 建設及び改造の促進

「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」 (平成13年国土交通省告示第1301号)の普及な ど住宅のバリアフリー化施策を展開した(表2 -2-12)。

住宅金融支援機構においては、高齢者自らが 行う住宅のバリアフリー改修について高齢者向

## 表2-2-12

高齢者が居住する住宅の 設計に係る指針の概要

#### ○ 趣旨

- ・高齢者が居住する住宅において、加齢等に伴って心身の機能の低下が生じた場合にも、高齢者がそのまま住み続けることができるよう、一般的な住宅の設計上の配慮事項を示すとともに、現に心身の機能が低下し、又は障害が生じている居住者(要配慮居住者)が住み続けるために必要とされる、当該居住者の状況に応じた個別の住宅の設計上の配慮事項を示すもの。
- 主な内容
  - ・一般的な住宅の設計上の配慮事項
  - ①住宅の住戸専用部分に関する部屋の配置、段 差、手すり、通路・出入口の幅員、階段、便 所、浴室等
  - ②一戸建て住宅の屋外部分のアプローチ、階段等
  - ③一戸建て住宅以外の住宅の共用部分及び屋外部分の共用階段、共用廊下、エレベーター、アプローチ等
  - ・要配慮居住者のために個別に配慮した住宅の設計の進め方
  - ①要配慮居住者及び住宅の特性の把握
  - ②住宅の設計方針の検討及び住宅の設計
  - ③設計の反映の確認

資料:国土交通省

け返済特例制度を適用した融資を実施している。また、証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、バリアフリー性能等に優れた住宅に係る金利引下げを行っている。さらに、住宅融資保険制度を活用し、民間金融機関が提供する住宅改良等資金に係るリバースモーゲージの推進を支援している。

バリアフリー構造等を有する「サービス付き 高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に 対する補助、税制の特例措置、住宅金融支援機 構の融資による支援を行った。

## (ウ) 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を 推進するため、原則として、新たに供給するす べての公営住宅、改良住宅及び都市再生機構賃 貸住宅について、段差の解消等一定の高齢化に 対応した仕様により建設している。

この際、公営住宅、改良住宅の整備においては、中高層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について助成を行った。都市再生機構賃貸住宅においても、中高層住宅の供給においてはエレベーター設置を標準としている。

また、老朽化した公共賃貸住宅については、計画的な建替え・改善を推進した。

### (エ)住宅と福祉の施策の連携強化

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号)に基づき、都道府県において高齢者の居住の安定確保のための計画を定めることを支援した。また、生活支援・介護サービスが提供される高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進し、医療・介護と連携した安心できる住まいの提供を実施した。

また、市町村の総合的な高齢者住宅施策の

下、シルバーハウジング・プロジェクト事業を 実施するとともに、公営住宅等においてライフ サポートアドバイザー等のサービス提供の拠点 となる高齢者生活相談所の整備を促進した(図 2-2-13)。

## (オ) 高齢者向けの先導的な住まいづくり等 への支援

高齢者等居住安定化推進事業により、高齢者 等の居住の安定確保に資する住まいづくり・ま ちづくり等を行う事業の提案を公募し、先導性 や普及性等に優れた事業に対して補助を行っ た。

## (カ) 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住 宅の供給

公営住宅については、高齢者世帯向公営住宅 の供給を行った。また、地域の実情に応じて、 高齢者世帯の入居収入基準を一定額まで引き上 げるとともに、入居者選考において優先的に取り扱うことを可能としている。

都市再生機構賃貸住宅においては、高齢者同居世帯等に対する入居又は住宅変更における優遇措置を行っている(表2-2-14)。

## (キ)高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体や関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会が行う相談・情報提供等に対する支援を行った。

## (2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづ くりの総合的推進

バリアフリー施策を効果的かつ総合的に推進するため、平成12年3月、閣議口頭了解により「バリアフリーに関する関係閣僚会議」が設置され、16年6月、同会議は政府が一体となって

